

防衛省訓令第324号

懲戒処分等の一般的基準に関する訓令を次のように定める。

令和7年7月31日

防衛大臣 中谷 元

懲戒処分等の一般的基準に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、隊員等に対する懲戒処分等の種別及び程度（以下「処分量定」という。）を決定するために必要な一般的基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 隊員等 自衛隊法（昭和29年法律第165号）

第2条第5項に規定する隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、同法第25条第6項に規定する生徒及び同法第33条に規定する学生を除く。  
第4条第1号及び第7条において「隊員」という。

) 及び防衛省に勤務する一般職に属する職員（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第1条第2項に定める部局に勤務し、同項に定める職にある職員に限る。第4条第2号において「職員」という。）をいう。

(2) 懲戒処分等 自衛隊法第46条及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条に規定する懲戒処分並びに訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第33号）第2条第1項に規定する訓戒及び同条第2項に規定する注意をいう。

(3) 懲戒権者等 自衛隊法第31条第1項及び国家公務員法第84条第1項の規定により懲戒処分の権限を有する者（以下この号において「懲戒権者」という。）並びに訓戒等に関する訓令第2条第1項の規定に基づき懲戒権者の指示又は承認を受けた者をいう。

(4) 加重 規律違反の態様に応ずる処分基準より、懲戒処分等の処分量定を重くすることをいう。

(5) 軽減 規律違反の態様に応ずる処分基準より、懲戒処分等の処分量定を軽くすることをいう。

(懲戒権者等の責務)

第3条 懲戒権者等は、懲戒処分等を行うに当たっては、その本旨に鑑み、いたずらにこの基準を形式的、機械的に適用することなく、事実の真相を明らかにして実態に即した検討を行い、規律違反を行った隊員等の内省自戒に着意し、かつ、個人の基本的人権を侵害しないように留意し、もって、処分の適正を期さなければならない。

2 懲戒権者等は、懲戒手続に当たっては、それぞれ次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 処分量定の決定に当たっては、規律違反の事実の確認、違反事実に対応する規律違反の態様及び処分基準の選定、検討した処分量定の範囲、過去の類似事案に関する処分事例の収集、分析及び検討並びに加重、軽減等に関する検討を関係規則に基づき、適切に行うこと。

(2) 供述調書や調査報告書の作成及び管理を適切に行うこと。

(3) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第85条第2項の規定により規律違反の疑いのある隊員等が審理を辞退した場合であっても、当該審理を行わずに懲戒処分を行うことができる場合に当たるとかどうか慎重に見極めること。

（懲戒処分等の種別）

第4条 懲戒処分等の種別は、自衛隊法第46条第1項並びに訓戒等に関する訓令第2条第1項及び第2項又は国家公務員法第82条第1項に定めるところにより、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 隊員については、免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒及び注意とする。

(2) 職員については、免職、停職、減給、戒告、訓戒及び注意とする。

（懲戒処分等の軽重）

第5条 懲戒処分等の種別の軽重は、前条各号に規定す

る順序による。

- 2 降任については2級下位の階級又は職務の級に下すもの、停職については当該処分の期間が長期のもの、減給については減給率が大きいものを、それぞれ重いものとする。

(免職適用の基準)

第6条 免職は、隊員等が職務遂行上特に重大な影響を及ぼす規律違反又は特に悪質な刑事事件に係る犯罪行為に該当する規律違反であって、防衛省・自衛隊に対し著しい不利益を与えるものを行った場合に適用する。

(降任適用の基準)

第7条 降任は、隊員が免職には該当しないが職務遂行上重大な影響を及ぼす規律違反又は悪質な刑事事件に係る犯罪行為に該当する規律違反であって、自己の階級又は職務の級に著しくふさわしくないものを行った場合に適用する。

(停職適用の基準)

第8条 停職は、隊員等が降任以上には該当しないが職

務遂行上重大な影響を及ぼす規律違反又は悪質な刑事事件に係る犯罪行為に該当する規律違反を行った場合に適用する。

(減給適用の基準)

第9条 減給は、隊員等が停職以上には該当しないが比較的重大な規律違反を行った場合に適用する。

(戒告適用の基準)

第10条 戒告は、隊員等が減給以上には該当しないが比較的軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(訓戒適用の基準)

第11条 訓戒は、隊員等が懲戒処分を行うまでには至らない程度の軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(注意適用の基準)

第12条 注意は、隊員等が訓戒を行うまでには至らないが不問に付することも適當でない極めて軽微な規律違反を行った場合に適用する。

(規律違反の態様に応ずる懲戒処分等の基準等)

第13条 懲戒処分等の基準は、規律違反の態様に応じ、

それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る規律違反の態様については、別表第1のとおりとする。

(2) 私的行為（前号に掲げる行為以外の行為をいう。別表第2において同じ。）に係る規律違反の態様については、同表のとおりとする。

2 個別の処分量定の決定に当たっては、規律違反の原因、動機、態様及び結果の程度、規律違反を行った隊員等の職責、規律違反の前後における態度、過去の懲戒処分等の有無、公務内外に与える影響等を総合的に考慮して判断するものとする。

3 第1項各号に規定する規律違反の態様のいずれにも該当しないときは、当該行為に類似する違反行為に対する懲戒処分等の取扱いに準じて当該行為に対する懲戒処分等を決定するものとする。

（教唆者等の取扱い）

第14条 規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助し

た隊員等に対する懲戒処分等は、当該規律違反を行った隊員等に対する懲戒処分等に準じて処分を行う。

- 2 集団による規律違反を教唆し、せん動し、又はほう助した隊員等に対する懲戒処分等は、当該規律違反を主動して行った隊員等に対する懲戒処分等に準じて処分を行う。

(懲戒処分等の加重等)

第15条 規律違反の内容が、次のいずれかに該当する場合は、懲戒処分等を加重することができる。

- (1) 規律違反の動機、手段又は方法が極めて悪質な場合
- (2) 集団による規律違反を主動した場合
- (3) 懲戒処分を受けた隊員等がその懲戒処分の日から起算して1年以内において、又は訓戒を受けた隊員等がその申渡しを受けた日から起算して6箇月以内において更に規律違反を行った場合
- (4) 過去に規律違反を行ったことを理由として懲戒処分を受けた隊員等が当該規律違反に該当する行為

を繰り返して行った場合

(5) 規律違反を行った疑いのある隊員等が当該規律違反の疑いに係る懲戒処分等の手続中に更に規律違反を行った場合

(6) 2人以上が共謀して規律違反を行った場合

2 2個以上の規律違反を行った隊員等に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、それぞれの処分量定を合算する。ただし、同一の規律違反を複数回重ねた隊員等に対して、同時に懲戒処分等を行う場合は、その限りではない。

3 1個の行為が2個以上の規律違反に該当し、又は規律違反の手段若しくは結果が他の規律違反に該当する場合の懲戒処分等は、その最も重い規律違反についての処分基準を適用して行う。

(懲戒処分等の免除及び軽減)

第16条 規律違反となるべき行為が、次のいずれかに該当する場合は懲戒処分等を行わない。

(1) 天災地変等不可抗力による場合

(2) 正当防衛の場合

(3) 緊急避難の場合（隊員等としての義務に違反する場合を除く。）

(4) 心神喪失中に行われた行為の場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）

2 規律違反を行った隊員等が、次のいずれかに該当する場合は情状を酌量し、懲戒処分等を軽減することができる。

(1) 極めて困難な任務遂行中の場合

(2) 過剰防衛の場合

(3) 過剰避難の場合（隊員等としての義務に違反する場合を除く。）

(4) 心神耗弱中に行われた行為の場合（本人の責に帰すべき理由がある場合を除く。）

(5) 平素の勤務態度が極めて優良な場合

(6) 規律違反の内容を事前に申し出た場合

(7) 改しゅんの情が顕著である場合

(8) 規律違反が未遂の場合

(9) 採用され6箇月を経過していない場合

(10) その他軽減すべき相当の理由がある場合

(委任規定)

第17条 この訓令の実施に関し必要な事項は、事務次官又はその委任を受けた者が定める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に行われた規律違反に対する懲戒処分等は、なお従前の例による。

別表第1（第13条第1項第1号関係）

規律違反の態様	処分基準
(1) 特別勤務上の違反	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(2) 上官等に対する反抗不服従等	免職、降任、停職、減給又は戒告
(3) 職権濫用	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(4) 試験に関する不正	停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(5) 情報保全に関する違反	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(6) 行政文書の不適正な取扱い	免職、降任、停職、減給又は戒告
(7) ハラスメント	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(8) 職務遂行中の過失傷害又は致死	停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(9) 政治的行為の制限等違反	免職、降任、停職、減給又は戒告
(10) 私企業への関与制限等違反	免職、降任、停職、減給又は戒告
(11) 欠勤	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(12) 不正外出	停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(13) 帰（着）隊時刻遅延等	停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(14) 身分証明書又は警務手帳の改変等	停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(15) 服装違反	停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(16) 海外渡航の承認申請義務に関する違反	停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(17) 武器の遺棄隠匿等	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(18) 防衛省・自衛隊物件の遺棄隠匿等	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(19) 防衛省・自衛隊物件以外の物件の破損	減給、戒告、訓戒又は注意
(20) 防衛省・自衛隊が保有する車両等の運行に関する違反	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(21) 防衛省・自衛隊が保有する船舶又は航空機の運航に関する違反	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(22) 失火	停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(23) 業務上横領	免職、降任、停職
(24) 公金官物等不法領得	免職、降任、停職、減給又は戒告
(25) 調達経理業務に関する違反	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(26) 指揮監督義務違反	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(27) 職務遂行上の注意義務違反	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意

別表第2（第13条第1項第2号関係）

規律違反の態様	処分基準
(1) 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持等	免職
(2) 窃盗、詐欺、恐喝、横領等	免職、降任、停職、減給又は戒告
(3) 傷害、暴行又は脅迫	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(4) わいせつな行為等	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(5) ストーカー行為等	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(6) 私的行為上の過失傷害又は致死	減給、戒告、訓戒又は注意
(7) 私有車両運転に伴う悪質な交通法規違反	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意
(8) その他の私的行為上の非行	免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意

防人服（事）第432号  
令和7年7月31日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

事務次官  
(公印省略)

防衛省訓令の制定について（通達）

標記について、別添のとおり制定されたので、この旨管下の職員に周知せられ、この実施に遺漏ないように期せられたい。

添付書類：令和7年防衛省訓令第324号